

第 21 期第 6 回東部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 平成 29 年 8 月 29 日 (火) 午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 2 階「ガーネット」
- 3 出席者 委員 14 名 (欠席 1 名)
県 水産振興課 3 名、
八戸水産事務所 1 名、
むつ水産事務所 1 名
事務局 3 名

**4 概 要**

○議案の審議 4 件

【 議 案 】

- (1) 東部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について
青森県農林水産部長より、沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとしました。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については[東部海区漁業調整委員会指示第8号](#)を御覧願います。

(委員会指示案の要旨)

1 河口付近における操業の制限

○五戸川、奥入瀬川、老部川（東通村）及び大畑川（10月1日～12月31日）

小型定置、固定式さし網、はえなわ、竿釣り及び手釣り

○新井田川及び馬淵川

小型定置、固定式さし網及びはえなわ（12月11日～12月31日）

竿釣り及び手釣り（10月1日～12月31日）

2 沿岸域における操業の制限（10月1日～12月31日）

○沿岸 250m以内：固定式さし及びはえなわ

○沿岸 200m以内：小型定置（下風呂地先、大畑の通称赤岩地先は水深7m以浅）

※（ ）内の月日は禁止期間

(2) 東部海区管内におけるトドの採捕の指示について

青森県農林水産部長、県漁連会長、佐井村漁協長及び大畑町漁協長より沿岸に來遊するトドの採捕措置に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとしました。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[東部海区漁業調整委員会指示第9号](#)を御覧願います。

(委員会指示案の要旨)

次に掲げる海域及び期間において、トドを採捕しようとする者は東部海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

1 採捕海域 青森県東部海区海域

2 採捕期間 平成29年12月1日から平成30年5月31日まで

(3) 東部海区漁業調整委員会指示第2号に基づくいかつり漁業の新規操業承認について

平成29年2月20日付け委員会指示第2号「東部海区管内におけるいかつり漁業の操業に関する指示」に基づき、申請のあった尻労漁協所属船1隻の新規操業申請を審議の結果、承認することとしました。

(4) 平成30年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック要望事項について

平成29年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議で審議する平成30年度政府要望提案を審議した結果、「沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整について（新規）」と「太平洋クロマグロの資源管理について（継続・一部新規）」を提案することとしました。